

新					旧				
別表1 自動車分解整備事業に係る違反点数					別表1 自動車分解整備事業に係る違反点数				
違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考	違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法29条	・車台番号等の不正打刻	・車台番号、原動機の型式の不正打刻	30点／台	1台の自動車の車台番号及び原動機の型式の双方を行った場合には60点／台					
法31条	・車台番号等の塗まつ行為等	・車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等	10点／台	1台の自動車の車台番号及び原動機の型式の双方を行った場合には20点／台 故意に車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等を行った場合には、30点／台	法31条	・車台番号等の塗まつ行為等	・車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等	10点／台	1台の自動車の車台番号及び原動機の型式の双方を行った場合には20点／台 故意に車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等を行った場合には、30点／台
法78条-1項	・事業場(場所)違反	・認証を受けた作業場以外で分解整備を実施	5点		法78条-1項	・未認証行為	・認証を受けた作業場以外で分解整備を実施	5点	
法79条	・虚偽の認証申請	・虚偽の認証申請	取消		法79条	・虚偽の認証申請	・虚偽の認証申請	取消	
法81条-1項	・変更の未届出	①変更届出の未提出 ②虚偽の変更届出	3点 取消	注1-1	法81条-1項	・変更の未届出	①変更届出の未提出 ②虚偽の変更届出	3点 取消	注1-1
-2項	・廃止の未届	・廃止届出の未提出	取消		-2項	・廃止の未届	・廃止届出の未提出	取消	

	出					出			
法82条-2項	・相続等の未届出	・相続等の届出の未提出	3点		法82条-2項	・相続等の未届出	・相続等の届出の未提出	3点	
法83条-2項	・譲渡の未届出	・事業の譲渡の届出の未提出	3点		法83条-2項	・譲渡の未届出	・事業の譲渡の届出の未提出	3点	
法89条	・標識の掲示違反	・公衆の見易いように標識を掲示していない	3点		法89条	・標識の掲示違反	・公衆の見易いように標識を掲示していない	3点	
法90条	・分解整備作業不適切	①分解整備に係る部分が保安基準に不適合 ②分解整備作業に重大な瑕疵があった	10点/台 10点/台	事故を惹起した場合には30点/台 事故を惹起した場合には30点/台	法90条	・分解整備作業不適切	①分解整備に係る部分が保安基準に不適合 ②分解整備作業に重大な瑕疵があった	10点/台 10点/台	重大な事故を惹起した場合には30点/台 重大な事故を惹起した場合には30点/台
法91条-1項	・分解整備記録簿の備付け ・記載違反	①分解整備記録簿の虚偽記載 ②分解整備記録簿の記載なし ③分解整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ④分解整備記録簿を備え付けていない	10点 3点 1点 3点	<u>不正改造状態の場合は10点</u> 注1-2	法91条-1項	・分解整備記録簿の備付け ・記載違反	①分解整備記録簿の虚偽記載 ②分解整備記録簿の記載なし ③分解整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ④分解整備記録簿を備え付けていない	10点 3点 1点 3点	注1-2
-2項	・分解整備記録簿の交付義務違反	・使用者へ分解整備記録簿の写しを交付していない	3点	注1-2	-2項	・分解整備記録簿の交付義務違反	・使用者へ分解整備記録簿の写しを交付していない	3点	注1-2
-3項	・分解整備記録簿の保存義務違反	・分解整備記録簿を2年間保存していない	3点	<u>不正改造状態の場合は10点</u> 注1-2	-3項	・分解整備記録簿の保存義務違反	・分解整備記録簿を2年間保存していない	3点	注1-2

法91条の2	・設備、従業員の基準不適合	①設備が認証基準の要件を満たしていない ②従業員数が認証基準の要件を満たしていない	6点 6点		法91条の2	・設備、従業員の基準不適合	①設備が認証基準の要件を満たしていない ②従業員数が認証基準の要件を満たしていない	6点 6点	注1-3 注1-3
法91条の3 [則62の2の2条1-1]	・料金表の掲示違反	①料金表を掲示せず又は内容が不適切 ②料金表を見易い位置に掲示していない	3点 1点		法91条の3 [則62の2の2条1-1]	・料金表の掲示違反	①料金表を掲示せず又は内容が不適切 ②料金表を見易い位置に掲示していない	3点 1点	注1-3 注1-3
[則62の2の2条1-2]	・概算見積書の未交付等	①整備内容及び必要性を説明していない ②概算見積書の未交付	3点 3点		[則62の2の2条1-2]	・概算見積書の未交付等	①整備内容及び必要性を説明していない ②概算見積書の未交付	3点 3点	注1-3 注1-3
[則62の2の2条1-3]	・点検整備料金の過剰請求	・点検整備料金の過剰請求	6点		[則62の2の2条1-3]	・点検整備料金の過剰請求	・点検整備料金の過剰請求	6点	注1-3
[則62の2の2条1-4] 法99条の2	・不正改造	・不正改造を実施	15点／台	5台以上は取消し	[則62の2の2条1-4]	・不正改造	・不正改造を実施(共謀、教唆を含む。)	15点／台	5台以上は取消し 注1-3
法91条の3 [則62の2の2条1-5]	・整備主任者選任違反等	①整備主任者がいない ②整備主任者が他の事業場を兼務 ③整備主任者の分解整備等に関する統括管理不備	10点 6点 3点		[則62の2の2条1-5]	・整備主任者選任違反	①整備主任者がいない ②整備主任者が他の事業場を兼務	10点 6点	注1-3 注1-3
[則62の2の2条1-6]	・整備主任者研修の未受講	・整備主任者研修の未受講	3点		[則62の2の2条1-6]	・整備主任者研修の未受講	・整備主任者研修の未受講	3点	注1-3
[則62の2の2条1-7]	・フロン類放出違反	・フロン類放出禁止違反	3点		[則62の2の2条1-7]	・フロン類放出違反	・フロン類放出禁止違反	3点	注1-3

[則62の2の2条1-8]	違反行為の要求、依頼等	・違反行為の要求、依頼若しくは唆し又は幫助	6点	不正改造の実施を依頼等した場合には15点/台(5台以上は取消し) ペーパー車検、不正改造状態で車検を依頼等した場合には10点/台					
[則62の2の2条2項]]	・整備主任者の未届出、変更未届出	①整備主任者の届出、変更届出未提出 ②虚偽の届出、変更届出	3点 10点		[則62の2の2条2項]]	・整備主任者の未届出、変更未届出	①整備主任者の届出、変更届出未提出 ②虚偽の届出、変更届出	3点 10点	注1-3 注1-3
法92条	・改善命令違反	・法第92条に基づく命令に従わず	取消		法92条	・改善命令違反	・法第92条に基づく命令に従わず	取消	
法93条-1号	・事業の停止命令違反	・事業の停止命令に従わず	取消		法93条-1号	・事業の停止命令違反	・事業の停止命令に従わず	取消	
-2号	・業務の範囲の限定違反	①対象とする自動車の種類以外を分解整備 ②業務の範囲の自動車の種類及び装置以外を分解整備	5点 5点		-2号	・業務の範囲の限定違反	①対象とする自動車の種類以外を分解整備 ②業務の範囲の自動車の種類及び装置以外を分解整備	5点 5点	
	・認証条件違反	・認証の条件違反	5点			・認証条件違反	・認証の条件違反	5点	
-3号	・欠格事項	・法第80条第1項第2号イ、ハ又はニに該当(但し、法人であつて、その役員が法	取消		-3号	・欠格事項	・法第80条第1項第2号イ、ハ又はニに該当(但し、法人であつて、その役員が法	取消	

		第80条第1項第2号 口に該当した場合を 除く。)				第80条第1項第2号 口に該当した場合を 除く。)			
法94条の5	・適合証の不正 交付	・ペーパー車検、不正 改造状態での車検 手続	10点/ 台	車検手続きを行 った指定整備工 場の分解整備事 業に適用する。	法94条の5	・適合証の不正交 付、適合証の交付 の強要等	・ペーパー車検、不正 改造状態での車検 手続(共謀、教唆を 含む。)	10点/ 台	車検手続きを行 った指定整備工 場の分解整備事 業にも適用する。
					法99条の2	・不正改造	・不正改造を実施(共 謀、教唆を含む。)	15点/ 台	5台以上は取 消
法100条-1 項	・報告違反等	・報告徴収指示に対 して報告せず、又は 虚偽の報告を行った	30点		法第100条				
2項	・立入検査の拒 否等	・立入検査の拒否、 妨害、忌避(正当な 理由なく対応しない 場合を含む。)又は質 問に対し陳述をせず、 若しくは虚偽の陳述 を行った	30点			・立入検査の拒 否等	・立入検査の拒否、 妨害、忌避又は質問 に対し陳述をせず、 若しくは虚偽の陳述 を行った	30点	

注1-1: 変更事項が複数項目あった場合でも1違反事項とする。  
注1-2: 「記録簿の記載なし」、「使用者へ記録簿の写しを交付していない」及び「記録簿を2年間保存していない」の項目については、同一自動車について複数の違反事項が該当しても、1項目のみの違反点数を適用する。

注1-1: 変更事項が複数項目あった場合でも1違反事項とする。  
注1-2: 「記録簿の記載なし」、「使用者へ記録簿の写しを交付していない」及び「記録簿を2年間保存していない」の項目については、同一自動車について複数の違反事項が該当しても、1項目のみの違反点数を適用する。  
注1-3: 文書警告又は停止命令の際に改善報告を求めるとともに、改善状況を確認し、改善が図られていない場合に改善命令を適用する。